

「南城市久高島ヤシガニ保護条例（案）」に対する市民意見提出（パブリックコメント）の実施結果について

「南城市久高島ヤシガニ保護条例（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただいた御意見及び御意見に対する市の考え方を下記のとおり公表いたします。

記

○実施期間 令和7年12月9日から令和7年12月24日

○意見提出件数：42件（9名）

規定	御意見	市の考え方
1条	<p>離島である久高区の協力なくして、ヤシガニ保護はできないと思います。市民とともに久高島のヤシガニを保護したいのなら、市と事業者の間に久高区を入れてはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見を参考に検討した結果、条例案において久高区及び久高区の責務に関する規定を追加し、市、久高区、事業者その他関係者が連携してヤシガニ保護に取り組むことを明確化いたしました。</p>
	<p>条例制定の前提として、特に市民等に義務を課す罰則規定（第12条）もあることから、制定目的（立法事実的な裏付け）を明確に説明することが重要と考える。例えば、久高島でのヤシガニ生息数、過去の捕獲等や島外持出し事案の有無、他の自治体での事例検証（類似条例による保護効果等）、レッドリストや学術調査・論文等での保護レベル等の客観的裏付けの説明が必要。</p>	<p>本条例は、ヤシガニが環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されている希少生物であることに加え、久高島において長年にわたり自然物の持ち出しを禁じてきた歴史的・文化的背景を踏まえ、久高区から条例制定の要請があったことを契機として検討を進めてまいりました。</p> <p>また、現地調査や関係者との意見交換等を通じて、ヤシガニの適切な保護が必要であることを確認しております。</p> <p>本条例は、これらの背景及び経緯を踏まえ、久高島におけるヤシガニ保護のためのルールを明確化することを目的として制定するものです。</p>

規定	御意見	市の考え方
	<p>「久高島特有の歴史文化の中で独自に保護されてきた」とは具体的にどのような保護をしてきたのか説明が必要。</p>	<p>久高島では、島内の自然物を持ち出さないという慣習が受け継がれており、ヤシガニについても、観光交流サイトや島内での呼びかけ、捕獲者への注意等を通じて、地域住民が主体となった保護活動が行われてきました。</p> <p>本条例においては、このような久高島の歴史的・文化的背景及び地域による保護の取組を踏まえ、ヤシガニ保護のルールを明確化するものとしております。</p>
	<p>「島民の豊かな生活に欠かすことのできないもの」の主旨が判然としないが、漁業資源と同様に食生活や食文化に欠かせないとう主旨なのか。それとも精神的価値（例えば、信仰や儀式儀礼等の尊崇的対象）の対象として保護する意味合いがあるのか具体的な説明が必要。</p>	<p>本条例における「島民の豊かな生活に欠かすことのできないもの」とは、食生活や漁業資源としての価値を指すものではなく、久高島において長年受け継がれてきた、島内の自然物を持ち出さないという歴史的・文化的背景の中で育まれてきた精神的価値を表現したものです。</p> <p>ヤシガニは、久高島の自然環境を構成する生物の一つとして、島民にとって大切な存在であり、本条例では、そのような歴史的・文化的背景を踏まえ、精神的価値の対象として保護する趣旨としております。</p>
	<p>「事業者」の定義は明確に定める必要がある。例えば、国縣市等の公共機関が発注する土木・農業・漁業関連事業及び各種調査業務等を請け負う業者（所謂、公共事業請負業者）や民間企業及び個人の発注する施設・住宅建築や造成工事等を請け負う業者等が該当するのか具体的な例示が必要。</p>	<p>本条例における「事業者」とは、営利を目的とする事業活動を行う者のほか、官公庁、学校、病院その他の事業活動を行う団体等を含むものとしております。</p> <p>したがいまして、ご意見にある公共工事や各種調査業務を受託する事業者、民間の施設・住宅建築や造成工事等を行う事業者についても、本条例における事業者に該当します。</p> <p>なお、条例においては、個別の業種や事業内容を限定して規定するものではなく、事業活動を行う者を広く対象としております。</p>

規定	御意見	市の考え方
	<p>「市民等」には、外国人も含まれるのか。また、第6条の「何人」との違いを明確にすべきである。特に第12条の処罰対象者の範囲に関わる事柄であり明確な区分が必要。</p>	<p>本条例における「市民等」には、市民のほか、来島者である外国人も含まれます。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、対象者をより明確にするため、「市民等」の表記を削除し、「市民」及び「来島者」として整理いたしました。</p> <p>なお、第6条の「何人」については、国籍や居住地の別を問わず、全ての者を対象とする趣旨で使用しております。</p>
2条	<p>「生息するヤシガニ」とあるが、「卵」単体も含むと解してよいか。</p> <p>久高島に生息するヤシガニを保護対象としているが、仮に市内の他の地域で生息していることが判明した場合の本条例との整合はどうするのか。「保護されるヤシガニ」と「保護されないヤシガニ」の問題が生じないか。</p>	<p>本条例における「生息するヤシガニ」とは、久高島の野生下において生息するヤシガニの個体を対象としており、「卵」単体は含まれないものと考えております。</p> <p>本条例は、久高島において長年受け継がれてきた自然物を持ち出さないという歴史的・文化的背景や、久高区からの条例制定要請を踏まえ、久高島に生息するヤシガニを保護することを目的として制定するものです。</p> <p>そのため、本条例における規制対象は久高島に生息するヤシガニとしており、市内の他の地域に生息するヤシガニについては対象としておりません。</p>
3条	<p>市が実施する必要な施策は、第11条の規則で定めるという理解でよいか。</p> <p>「必要な施策」については、市に策定義務を課しているが、「実施」については、市の努力義務とした理由は何か。</p> <p>「努めるものとする」という言い回しは努力義務であ</p>	<p>市が実施する必要な施策については、本条例の目的を達成するために必要な取組を想定しております。また、ヤシガニ保護に係る施策の中には、市単独で実施できるものだけでなく、久高区、事業者、関係機関その他関係者との連携及び協力を必要とするものも想定されます。</p> <p>仮に市の責務を「実施しなければならない」と強い義務にした場合、その義務を果たすために、久高区、事業者、</p>

規定	御意見	市の考え方
	り、市が制定する条例であるにもかかわらず、責任の曖昧な表記にするのは条例の制定として弱い。市は施策を実施する側で、さらに市民、事業者を実施させる側なのだから、市の責務はもっと表現を厳しくしても良いのでは。例) 前文省略 ～、これを実施しなければならない。	市民及び来島者に対しても強い義務や過度な制約を強いる形に波及するおそれがあります。 そのため、強制ではなく関係者との「協働」を重んじる観点から、市の責務については策定及び実施に「努めるものとする」と規定し、関係者との連携や社会情勢の変化にも配慮できる形としております。
4条	「事業者」及び「事業活動」の定義は具体的例示が必要。 事業者の責務は末尾に「協力しなければならない」となっているが、本条例の第1条(目的)で「市、事業者、市民及び来島者が一体となって、その保護に努めることを目的とする。」とある通り、事業者に求めるのは施策に「協力」ではなく「努める(努力義務を課す)」ことが必要では? 例) 前文省略 ～、市が実施するヤシガニの保護に必要な施策を遵守するよう努めなければならない。	事業者とは、営利を目的とした者及び官公庁、学校、病院等を営む者をいい、事業活動とは事業者が行う活動をいいます。 なお、事業者及び事業活動について疑義が生じた場合は、個別に判断いたします。 第1条は、地域一体となってヤシガニ保護に努めるという目的を定めたものです。 一方、第4条はその目的を達成するための事業者の責務を定めており、保護の実効性を高めるため、ヤシガニの保護に努めるとともに、市の施策に協力しなければならないものとしております。
5条	市民等の責務の実効性を高めるためには、啓発活動が重要となるので、市HP等でのDX周知を含め、待合所やフェリー内でのポスター掲示、島内での看板掲示、ヤシガニ保護強化月間の設定(夏休み期間中等)、見回り隊(ヤシガニ・ガード・チーム:YGC)の活動等 市民等の責務も末尾に「協力しなければならない」となっている。また、中文の方で、「ヤシガニの保護に努める」と努力義務を課しているが、後文では「施策に協力」となっ	ご意見のとおり、ヤシガニ保護を推進するためには、啓発活動及び周知活動が重要であると考えております。 市としましては、久高区や関係機関と連携しながら、啓発活動及び周知活動に取り組んでまいります。 第1条の目的である、関係者が一体となって久高島内のヤシガニ保護を実現するには、市民等の協力が不可欠であるため、このような表現にしています。

規定	御意見	市の考え方
	<p>ており、責務の整合性がない。例) 市民等は、この条例の趣旨を理解し、市が実施するヤシガニの保護に必要な施策を遵守するよう努めなければならない。</p> <p>畑や林にサシアミを張らないようにした方が良い。(ヤシガニがサシアミにかかってしまうため)</p>	<p>また、「ヤシガニの保護に努める」と「施策に協力」は内容が異なっているため、どちらも必要な責務であると考えています。</p> <p>ご指摘の点につきましては、今後の施策検討の参考にさせていただきます。</p>
6条	<p>第6条違反は、第12条の「罰金」対象となり、市民等に義務を課すことになるので文言の意味、解釈は厳格に定める必要がある。</p> <p>「捕獲」と「採取」の違いは何か。</p> <p>採取は、植物や鉱物などに使われることが多いと思います。</p>	<p>捕獲(ヤシガニを捕えること。)、採取(調査や研究等のためにヤシガニを取ること。)としていましたが、ご指摘を踏まえ「採取」の記載を削除いたしました。</p>
	<p>捕獲等が複数人(共犯)で行われることも想定する必要がある。また、捕獲等の対象が卵単体やヤシガニの死骸(自然死や自動車及び自転車等による轢殺事故等)も含むことを明示した方が保護効果及び捕獲等の抑止効果を更に高められるのではないかと。具体的には、本文の捕獲等の禁止の文言に続き、第7条第1項以外の理由での「島外への移動(持出し?)を禁止」する旨を追加すれば捕獲等の禁止の抑止効果を更に高めるとともに共犯等の抑止効果も期待できるのではないかと。以下の例示参考例1) 例えば、AB二人で来島し、Aが島内で捕獲等を行い、捕獲等の実行犯ではないBが島外に持ち出した場合、Aは、捕獲等した時点で条例違反を問えるが、Bも島外へ持ち出した時点で条例違反を問えやすくなるのではないかと。※なお、共</p>	<p>ヤシガニの死骸を含め、持ち出しの禁止規定を設けることを検討しましたが、複雑で分かりづらい条文となりました。そのため、捕獲や殺傷を禁止し、久高区や来島者へ通報等の協力を求めるとともに、関係機関と連携することで違反者に対応していきたいと考えています。</p>

規定	御意見	市の考え方
	<p>同正犯での処罰も可能と思われる。例2) 悪質なケースとして、食用目的で意図的に殺傷（殺傷行為は禁止されているものの、この殺傷行為は現認以外、証明が困難と思われる。）し、死骸は対象外だと思ったから持ち帰った云々と主張されることも想定されないわけではない。死骸でも持ち出した時点で条例違反を問えることから、このような悪質な違反も起こりにくくなるのではないか。</p>	
	<p>久高小中学校において一日、二日など教材として観察するような場合は、久高区長の許可で捕獲できるようにした方が良いのではないか。</p>	<p>久高区長ではなく、市長の許可が必要となります。許可については、申請内容を確認の上、個別に判断します。</p>
7条	<p>(1) はわかりやすいように、具体的なことを記載してはどうでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ非常災害時の除外と届出の規定を削除し、目的の例に「学術研究、学術調査その他規則で定める目的」との記載へ修正いたしました。</p>
	<p>第6条の捕獲等の禁止の例外規定であり、具体的例示が必要。</p>	<p>学術研究やヤシガニ保護に役立つ活動に対しては適用除外としますが、詳細は個別の判断が必要になると考えています。</p>
	<p>「非常災害その他必要な応急措置としての行為」の文言の意味について「非常災害時における必要な応急措置」及び「(非常災害時を除き) その他必要な応急措置」としての行為という2つの意味なのか。</p>	<p>ご意見の通り、「非常災害その他必要な応急措置としての行為」の規定については、「非常災害時における必要な応急措置」と「その他必要な応急措置」の双方を含む規定として解釈することが考えられますが、その範囲や対象行為が必ずしも明確ではなく、解釈に幅が生じる可能性があります。</p> <p>このため、ご意見も参考に検討した結果、本条例においては適用除外事由をより明確にする観点から、「非常災害その他必要な応急措置としての行為」に関する規定を削除いたしました。</p>

規定	御意見	市の考え方
	<p>「その他必要な応急措置としての行為」とは何か。道路や側溝にヤシガニがいた場合の安全確保（移動）のための捕獲等の行為、工事現場や民家敷地、農地等にヤシガニにいた場合で工事及び生活に支障を及ぼす恐れがあるときの移動のための捕獲等の行為、既に何らかの原因で損傷を受け、治療等を受けさせるための捕獲等の行為等という趣旨で良いか。具体的な例示が必要。</p>	<p>ご意見のとおり、「非常災害その他必要な応急措置としての行為」の文言については、その適用範囲や具体的な対象行為が必ずしも明確ではなく、解釈に幅が生じる可能性があると考えられます。</p> <p>このため、ご意見を参考に検討した結果、本条例においては、禁止規定の適用除外事由をより明確にする観点から、「非常災害その他必要な応急措置としての行為」の規定を削除いたしました。</p> <p>なお、学術研究その他公益上必要な場合については、市長の許可を受けることにより対応できる制度として整理しております。</p>
8条	<p>規則で定めるのもいいと思いますができればわかりやすいようにしてはどうでしょうか。</p>	<p>本条例は、ヤシガニの保護に関する基本的な事項を定めるものであり、具体的な手続や運用に関する事項については規則で定めることとしております。</p> <p>ご意見の趣旨については理解いたしますが、制度の運用に関する詳細事項については規則において整理することが適当であると考えており、原案のとおりといたします。</p>
	<p>第7条の適用除外規定であり、「その他規則で定める目的でヤシガニの捕獲等をしようとする者」の具体的な例示が必要。</p>	<p>適用除外規定における「その他規則で定める目的」については、条例施行後に定める規則において具体的な内容を整理することとしております。</p> <p>現時点では、学術研究のほか、ヤシガニの保護や生息状況の調査等、公益上必要と認められる行為を想定しております。</p> <p>なお、適用除外となる目的については、規則及び運用において分かりやすい周知に努めてまいります。</p>

規定	御意見	市の考え方
9 条	「許可を取り消すことができる。」とあるが、指導や勧告等の手続きは行わないのか。	<p>許可の取消しを行う場合には、関係法令等に基づき、原則として聴聞その他必要な手続を行うこととなります。</p> <p>ただし、公益上又は緊急その他やむを得ない理由により、速やかに処分を行う必要がある場合には、法令等の規定に基づき、聴聞を経ずに許可を取り消すことがあります。</p> <p>なお、条例においては許可取消しの要件を定め、具体的な手続については関係法令等に従い適切に運用してまいります。</p>
10 条	意見なし	—
11 条	<p>申請様式などは条例？規則？どちらで定めるのでしょうか。</p> <p>規則の内容については、できる限り、ヤシガニ保護の目的、趣旨、手続き等を市民等が分かりやすいように記載（明示）することを要望します。</p>	<p>申請様式その他許可手続に関する詳細事項については、条例施行規則において定める予定です。</p> <p>規則については、条例の目的及び趣旨を踏まえ、必要な手続等を定めることとしております。</p> <p>ご意見の趣旨を参考にしながら、市民や来島者等にとって分かりやすい内容となるよう努めてまいります。</p>
12 条	罰金は、過料という表現でしょうか。	<p>本条例における罰則は、行政上の秩序罰である「過料」ではなく、前科の対象となる刑罰を定めております。</p> <p>なお、パブリックコメントの実施後に改めて罰則規定の整理を行い、最終的な条例案においては、ヤシガニの捕獲又は殺傷に関する罰則は「罰金（第 13 条）」とする一方で、新たに第 14 条を追加し、許可証の不携帯に関する罰則については罰金ではなく、より軽い刑罰である「科料」を規定することといたしました。</p>

規定	御意見	市の考え方
	<p>違反事実と違反者の特定手続きはどのようにするのか。刑罰に係ることなので発見者と警察（駐在？）や市との緊密な連携（ホットライン）は必須となる。地理的特性から久高島在住者の中から現地保護責任者（市から委託する。例えば自治会長等）を置き、即地・即時的に対応できる体制を置いた方がいいのではないかと。また、有志等でヤシガニ見回り隊（ヤシガニ・ガード・チーム：YGC）を結成し、適時、保護啓発活動を行い、違反行為を未然に防ぐことも効果的ではないかと。</p>	<p>違反行為の確認や違反者の特定については、個別の事案に応じて関係機関が対応することとなり、刑事罰の適用に関する判断は、捜査機関及び裁判所において行われることとなります。</p> <p>一方で、ヤシガニの捕獲等を未然に防止することが重要であることから、市としては、久高区や警察その他関係機関と連携しながら、ヤシガニ保護に関する広報・周知活動及び啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>また、ご提案いただいた地域住民等による保護活動につきましては、今後のヤシガニ保護施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
	<p>法人や人は、従業員等や代理人のした違反行為について無過失で連帯責任を負うということか。</p>	<p>本条例の両罰規定については、法人又は人の業務に関し、その従業員、代理人その他の使用人が違反行為を行った場合に、行為者本人に加え、法人又は人についても罰則を科すことができるものとしております。</p> <p>ただし、法人又は人が当該違反行為の防止に必要な注意及び監督を尽くしていたことを証明した場合には、責任を負わないものと考えております。</p> <p>なお、本件に係る具体的な事実認定及び法的判断については、個別事案ごとに捜査機関及び裁判所において行われることとなります。</p>
	<p>量刑を「罰金」とした理由と「10万円」とした理由。量刑の妥当性の考え方の説明。</p>	<p>本条例において捕獲等に対する罰則を「罰金」とした理由は、実効的な抑止力を確保し、条例の目的であるヤシガニの保護を図るためです。</p> <p>また、罰金額を「10万円以下」とした理由については、県内の先行事例である宮古島市及び石垣市のヤシガニ保護</p>

規定	御意見	市の考え方
		<p>条例において規定されている罰則を参考に設定したものです。なお、罰則の内容及び量刑の妥当性については、那覇地方検察庁との協議を完了しております。その協議等の結果を踏まえ、パブリックコメント実施時の原案から規定を見直し、悪質な違反である捕獲等（第13条：罰金）と、許可証の不携帯（第14条：科料）とで罰則の重さを分け、違反行為に応じた適切な量刑となるよう条例案を修正いたしました。</p>
	<p>罰則が決められていますが、ヤシガニは高い値段で販売できるようなので、再犯しないような規定も制定した方が良いと考えます。</p>	<p>再犯防止は重要な課題であると認識しております。</p> <p>一方で、本条例においては、違反行為に対する罰則を設けることで抑止を図ることとしており、再犯防止については、市のみで対応することに限界があることから、必要に応じて警察その他関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。</p> <p>また、違反行為の未然防止を図るため、条例の周知及び啓発にも取り組んでまいります。</p>
その他	<p>学術研究等がどの程度、実施されているか分からないが、島民の方には、日常生活においてヤシガニの目撃情報等（個体数・生息環境・移動状況、死骸等の実態把握）があったときは市担当課または現地保護責任者に報告や連絡できるようにする仕組みも必要ではないか。</p>	<p>ヤシガニの生息状況や移動状況等に関する情報は、適切な保護施策を検討する上で重要であると認識しております。</p> <p>ご意見のとおり、地域住民からの目撃情報や生息状況等に関する情報提供は、ヤシガニの保護に資するものと考えられることから、今後の保護施策及び関係機関との連携を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、市としましても、より効果的なヤシガニ保護を図るため、久高区等と連携しながら取り組んでまいります。</p>

規定	御意見	市の考え方
	<p>次の条文を追加してはどうか。</p> <p>第13条 船舶所有者（船長、乗務員）は、不審な荷物（クーラーボックス、箱、車両など）を発見したら入れ物の中身を確認することができる。</p>	<p>ヤシガニの違法な持ち出しを防止する観点から、荷物等の確認は一定の効果が期待できるものと考えております。</p> <p>一方で、船舶所有者、船長又は乗務員が利用者の荷物の中身を確認することについては、個人のプライバシーや権利利益との関係から慎重な検討が必要であり、本条例に規定することは適当ではないと考えております。</p> <p>そのため、ご提案の条文追加は行わないことといたしますが、ヤシガニの持ち出し防止に向けては、関係事業者、久高区及び関係機関と意見交換を行いながら、効果的な周知・啓発及び対策について検討してまいります。</p>
	<p>ヤシガニは自然死以外に命を落とすのが、車両による事故が圧倒しています。よって、未然に防ぐためには、看板の設置など書面での注意喚起ができればよいと思います。盗難に関しては深夜に行われている可能性があり難しいところではありますが、見回りの名札を首に下げ取り締まり（注意）できるようになればいいと思います。</p> <p>ヤシガニの捕獲については、観光客や販売目的で島を訪れる人が関わっている場合もあると考えられます。本条例がより効果的に運用されるよう看板の設置や分かりやすい情報発信などで周知の充実をお願いしたいです。</p>	<p>ヤシガニの保護を図るためには、捕獲等の防止だけでなく、交通事故の防止や来島者への周知啓発も重要であると認識しております。</p> <p>市としましては、ヤシガニの交通事故や捕獲等の未然防止を図るため、久高区、警察その他関係機関と連携するとともに、横断幕の設置やチラシの配布、市ホームページ等を活用した広報・周知活動を実施してまいります。</p> <p>また、いただいたご意見につきましては、今後のヤシガニ保護施策及び啓発活動を検討する際の参考とさせていただきます。</p>